

新規免許取得後に、保証協会に加入せず、  
供託した場合に届出する場合の例(免許許  
可後3ヶ月以内に県へ届け出義務)

(A4)

4 1 0

# 営業保証金供託済届出書

提出日

R2年 5月 15日

滋賀県知事 殿

届出者 商号又は名称 **かいつぶり不動産株式会社**  
郵便番号 ( **520 - 8577** )

主たる事務所の  
所在地 **滋賀県大津市京町四丁目1番1号**

氏 名 **近江 太郎**  
(法人にあつては、代表者の氏名)  
電話番号 ( **077** ) **528 - 4321**  
ファクシミリ番号 ( **077** ) **528 - 4911**

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

更新の時は、  
1を選択

受付番号		受付年月日		届出時の免許証番号										
		※		2 5 (1) 1 2 3 4 5										
供託の原因	1. 新規免許の取得（法第25条）      2. 事務所の新設（法第26条） 3. 不足額の発生（法第28条）      4. 保管替え等（法第29条） 5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失（法第64条の15） 6. 変換（差し替え）													
1														
供託番号			供託年月日		供託所									
R	2	年度	1金2証3国	第	1	号	R2年	5	月	8	日	大津法務局	支局	主張所
金銭の場合の供託額（円）							1 5 0 0 0 0 0 0							
有価証券の場合の供託額							額面 円							
有価証券の場合の営業保証金に充当される額（円）														
振替国債の場合の供託額（円）														
変換の場合には、変換前の供託物に関する事項	供託番号			供託年月日										
	年度	1金2証3国	第	号	年	月	日							
	年度	1金2証3国	第	号	年	月	日							
今回の供託に係る事務所に 関する事項	名称			所在地										
	かいつぶり不動産株式会社 本店			滋賀県大津市京町4-1-1										
草津店			滋賀県草津市草津3-14-75											

確認欄